

大阪広域水道企業団監査規程をここに公布する。

平成23年10月3日

大阪広域水道企業団監査委員

代表監査委員 坪内 隆

大阪広域水道企業団監査委員規程第3号

大阪広域水道企業団監査規程

(総則)

第1条 大阪広域水道企業団監査委員（以下「監査委員」という。）の監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関しては、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(代表監査委員)

第2条 代表監査委員は、監査委員の協議により選任する。

2 監査委員は、前項の規定により、代表監査委員を選任したときは、これを企業長に通知する。

(委員の協議)

第3条 監査委員相互の連絡調整を図るため、必要の都度監査委員の協議を行う。

2 代表監査委員は、書記をして協議録を作成させるものとする。

(監査等の実施)

第4条 監査等は、次のとおりとする。

- (1) 定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第199条第1項及び第4項）
- (2) 随時監査（地自法第199条第1項及び第5項）
- (3) 事務監査（地自法第199条第2項）
- (4) 企業長の要求による監査（地自法第199条第6項）
- (5) 住民の請求による監査（地自法第242条）
- (6) 議会の請求による監査（地自法第98条第2項）
- (7) 職員の賠償責任に関する監査及び審査（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第34条）
- (8) 例月現金出納検査（地自法第235条の2）
- (9) 公金の収納等の監査（公企法第27条の2）
- (10) 決算審査（公企法第30条第2項）
- (11) 資金不足比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項）

(監査の方法)

第5条 監査等は、当事者から別に定める資料の提出を求め、説明を聴取し、関係諸帳簿及び現場を調査する等の方法により行う。

2 前項の規定による資料の提出要求、説明聴取、調査等は、事務局職員をして行わせることができる。

(監査基準等)

第6条 監査基準、監査事務手続及び監査結果の処理基準は、別に定める。

(監査計画)

第7条 監査等は、あらかじめ監査計画を定めて行う。

(報告及び公表)

第8条 監査等の結果は、監査等の終了後、議会又は企業長に報告し、かつ、公表する。

2 前項の規定による報告に添えて提出する監査委員の意見は、公表する。

3 監査等の結果に基づき、又は監査等の結果を参考として議会又は企業長が講じた措置の通知に係る事項は、公表する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）に定める水道部に係る監査等のうち、別に定めるものについては、監査委員が、本規程に基づき実施するものとする。